

判決年月日	平成 27 年 6 月 30 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 26 年（行ケ）第 10241 号		
○「建物のモルタル塗り外壁通気層形成部材及びその製造方法並びに建物のモルタル塗り外壁通気層形成工法」という名称の発明（本件発明）につき、審決には、先願発明の認定及び本件発明と先願発明との相違点の認定において誤りがあるとして、取り消された事例			

（関連条文）特許法 29 条の 2

（関連する権利番号等）特許第 5177826 号（本件発明），特許第 4990409 号（先願発明）

- 1 本件発明は、ラス材，特にリブラス材を用いての建物のモルタル塗り外壁通気層形成部材等に関するものである。

本件審決（無効 2014－800021 号）は、本件発明に係る建物のモルタル塗り外壁通気層形成部材の「凹溝条」をなす「通気胴縁部」は、「逆台形型」であり、各隅部（4 つ）に R（丸み）を設けているのに対し、先願発明に係る明細書等（以下「先願明細書等」という。）においては、「凹溝条」をなす「通気胴縁部」，すなわち、「突条部 10a」が半円形状のもののみに限定されていると解し、先願発明の「凹溝条」をなす「通気胴縁部」は、「半円形状」であり、2 つの隅部に R を設けているとして、本件発明は、先願発明と実質的に同一であるとはいえず、したがって、本件発明に係る本件特許は、特許法 29 条の 2 の規定に違反してなされたものではなく、無効とすることはできないと判断した。

- 2 本件の争点は、本件発明と先願発明の同一性の有無である。

本判決は、概要、以下のとおり判示して、本件審決を取り消した。

- (1) 先願明細書等中、「凹溝条」をなす「通気胴縁部」，すなわち、「突条部 10a」の具体的形状については、図面において「半円形状」の「突条部 10a」が描かれているのみであり、他に上記具体的形状を示す記載も図面もない。

先願発明は、別部材を用いずに、建築物の外壁内に通気層を形成することを課題としたものである。この点に関し、通気層を形成するためには、「通気胴縁部」の「凹溝条」の凸部分，すなわち、「突条部 10a」の頂部が建物の外壁に接することにより、「凹部分」に通気層となるべき空間が形成されれば足りるといえる。このことから、前記課題を解決するためには、「通気胴縁部」が凹凸部分を備えた「凹溝条」をなしていれば足り、その「凹溝条」の「凹部分」の底が平面であるか否かなどという具体的形状は、上記課題解決の可否自体を左右する要因ではない。

先願明細書等において、「半円形状」の「突条部 10a」，すなわち、「半円形状」

の「凹溝条」をなす「通気胴縁部」については、前記のとおり図示されているのみであり、「半円形状」とする意義については記載も示唆もされていない。

以上によれば、先願明細書等においては、「凹溝条」をなす「通気胴縁部」、すなわち、「突条部 10a」の具体的形状は限定されておらず、図示された「半円形状」のもののみならず、その他の形状のものも記載されているに等しいというべきである。

加えて、先願明細書等においては、「以上、実施例を図面に基づいて説明したが、本発明は、図示例の限りではない。本発明の技術的思想を逸脱しない範囲において、当業者が通常に行う設計変更、応用のバリエーションの範囲を含むことを念のため言及する。」と記載されており、同記載によっても、「突条部 10a」、すなわち、「凹溝条」をなす「通気胴縁部」が、先願明細書等に図示されている「半円形状」のものに限られないことは、明らかといえる。

したがって、本件審決が、先願明細書等においては、「凹溝条」をなす「通気胴縁部」、すなわち、「突条部 10a」が半円形状のもののみ限定されており、その他の形状のものは排除されていると解したことは、誤りである。

- (2) 本件発明の明細書には、本件発明において「凹溝条」をなす「通気胴縁部」の形状を「逆台形型」としたことによる作用、効果に関する記載はない。
- (3) また、本件審決は、前記 1 のとおり、R を設けた隅部の個数も相違点として掲げているところ、先願明細書等には、「凹溝条」をなす「通気胴縁部」、すなわち、「突条部 10a」がその具体的形状に応じて備える個数の隅部に R を設けることも、実質上、記載されているに等しいといえることができる。
- (4) 以上によれば、本件発明の「逆台形型」の「凹溝条」をなし、その「凹溝条」の各隅部（4 つ）が R を設けて形成されてなる「通気胴縁部」は、先願明細書等に記載されているに等しいといえることができる。

したがって、本件発明と先願発明との間に、本件審決のいう前記相違点は、存在しないというべきである。

以 上